

大阪市浪速区役所と関西遊技機商業協同組合との包括連携に関する協定書

大阪市浪速区役所（以下「甲」という。）と関西遊技機商業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、地域社会の課題解決と浪速区の活性化と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し、協力する。

- (1) 安全・安心に関すること
- (2) 子ども・福祉に関すること
- (3) 地域コミュニティに関すること
- (4) 災害対策に関すること
- (5) その他本協定の目的に沿うこと

（連携期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結の日が属する年度の末日までとする。ただし、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協議）

第4条 甲と乙は、第2条各号に掲げる事項を実施するため、適宜協議の場を設ける。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、この協定の期間中又はその終了後においても、この協定で知り得た情報や個人のプライバシーに関する事項については、その取扱いに十分留意するとともに、相手方の承諾をなく甲及び乙以外の第三者への提供を行ってはならない。

以上、この協定の締結を証するため、甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和8年5月1日

甲 大阪市浪速区敷津東一丁目4番20号

大阪市浪速区長 【自書】

乙 大阪市浪速区元町一丁目5番7号  
関西遊技機商業協同組合

理事長 【自書】